

熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例

歯と口腔^{くわう}の健康は、単に食物のそしゃく機能を保持するのみではなく、豊かな食生活や楽しい会話の基盤となるものであり、市民の生活の質を高める重要な意味を持っている。また、近年は、歯科疾患と全身疾患とがそれぞれ密接に関連することが指摘されてきており、歯と口腔の健康は、全身の健康を保持する上で、基礎的かつ重要な役割を果たしている。

歯と口腔の健康づくりに関し、国においては、80歳で20本以上自分の歯を保つことを目標とする8020運動が全国的に推進され、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）が制定されている。また、熊本県においては、同法の制定に先駆け、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年熊本県条例第47号）が制定されている。

本市においては、平成8年の「熊本市歯科保健基本計画」の策定以降、定期的に見直しを行いながら、関係者、関係機関等の協力の下、妊産婦健康相談、乳幼児健診、幼児や児童に対するフッ化物洗口、歯科検診の受診啓発、オーラルフレイル予防の取組等、歯と口腔の健康づくりに関する様々な施策が展開されている。

しかしながら、本市が昭和54年の健康都市宣言で目指した、市民が明るく健康に暮らせる社会の実現のためには、歯と口腔の健康づくりの更なる推進が必要である。

そこで、歯と口腔の健康づくりの推進に向けた基本理念等を明らかにすることにより、市民一人ひとりが歯科疾患の予防に自発的に取り組むとともに、それぞれの市民のライフステージの特性に応じた施策を社会全体として総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を

果たしていることに鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに歯科医師等、保健医療福祉等業務従事者等、教育関係者等、歯科保健推進関係者、食育関係者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進のための基本となる事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり明るく健康に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士並びにこれらの者で組織する団体をいう。
- (2) 保健医療福祉等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生その他の歯科医療等業務に関連する業務に従事する者（歯科医師等を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学及び高等専門学校を除く。）及び次に掲げる施設又は事業所をいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
 - イ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う事業所
 - ウ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う事業所
 - エ 児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業を行う事業所
 - オ 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所

カ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）

キ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

- (4) 教育関係者等 学校等において、幼児、児童又は生徒の歯と口腔の健康づくりに関する指導を行う者をいう。
- (5) 歯科保健推進関係者 8020推進員その他の地域及び学校等において歯と口腔の健康づくりの普及啓発等歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動を行う者をいう。
- (6) 食育関係者 地域及び学校等において栄養指導、食生活の相談等食育の推進のための活動に携わる管理栄養士、栄養士、調理師及び食生活改善推進員をいう。
- (7) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人等をいう。
- (8) 8020推進員 歯と口腔の健康づくりに関する講座の課程を修了し、地域及び学校等において歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動を行う者をいう。
- (9) 食生活改善推進員 食生活改善の推進に関する講座の課程を修了し、地域及び学校等において食生活改善の推進に関する活動を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた自発的な取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 妊娠期及び乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、切れ目なく、適切かつ効果的に

歯と口腔の健康づくりを推進すること。

- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、それらの関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び熊本県との連携を図りつつ、第9条に規定する歯科保健基本計画において歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に当たっては、歯科医師等、保健医療福祉等業務従事者等、教育関係者等、歯科保健推進関係者、食育関係者及び事業者との連携及び協力に努めるものとする。

(議会の役割)

第5条 議会は、議会活動を通して、第9条に規定する歯科保健基本計画が適切に実施され、市民の声が施策に適切に反映されるよう、市長その他の執行機関の事務について評価及び政策提言を行うものとする。

(歯科医師等、保健医療福祉等業務従事者等、教育関係者等、歯科保健推進関係者及び食育関係者の役割)

第6条 歯科医師等、保健医療福祉等業務従事者等、教育関係者等、歯科保健推進関係者及び食育関係者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、事業所で雇用する従業員の歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）の機会の確保及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努め

るものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

2 市民は、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策又は保健サービスを活用するとともに、歯科医師等の支援を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、家庭において、その子どもの歯科疾患の予防、早期治療及び健全な食生活の実現その他歯と口腔の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

(歯科保健基本計画)

第9条 市長は、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりの施策に関する基本計画（以下「歯科保健基本計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科保健基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本方針

(2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標

(3) 歯と口腔の健康づくりに関し、関係者の取り組むべき基本的事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、歯科保健基本計画を定めるに当たっては、市民、歯科医師等、保健医療福祉等業務従事者等、教育関係者等、歯科保健推進関係者、食育関係者及び事業者

の意見を聴かなければならない。

- 4 歯科保健基本計画は、市の定める健康増進計画その他市民の健康増進に関する計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 5 市長は、歯科保健基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、歯科保健基本計画の変更について準用する。

(施策の推進)

第10条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を実施するものとする。

- (1) 生涯を通じ、妊娠期及び乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の罹患^り及びその重症化の予防に関すること。
 - (2) 科学的根拠に基づく歯科疾患の予防に関すること。
 - (3) 歯科疾患に関連する糖尿病、循環器疾患その他の疾病及び喫煙による歯科疾患への影響に対する対策の推進に関すること。
 - (4) 障がい者、介護を必要とする者その他の者であって定期的な歯科検診又は必要に応じた歯科保健指導若しくは歯科医療を受けることが困難なものの歯と口腔の健康づくりの確保に関すること。
 - (5) 市民の歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な社会環境の整備に関すること。
 - (6) 災害時における歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。
- 2 市は、毎年度、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(妊娠期及び乳幼児期における歯と口腔の健康づくり)

第11条 市は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導、健康診査等の実施に当たっては、歯と口腔の健康づくりを通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に努め、妊産婦及び乳幼児の歯科疾患の予防及び早期発見を図るための必要な措置を講ずるものとする。

（学校等における効果的な歯と口腔の健康づくり）

第12条 市は、学校等における幼児、児童及び生徒の歯科疾患を予防するためのフッ化物の応用を含めた科学的根拠に基づく効果的な取組に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 学校等において前項の取組を実施する場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定による学校保健計画又はこれに準じた計画に位置付けるものとする。

3 市の関係行政機関は、第1項の取組が安全で安心して、円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図るものとする。

（成人期及び高齢期における歯と口腔の健康づくり）

第13条 市は、歯科医師等及び保健医療福祉等業務従事者等との連携により、成人期における歯科疾患の予防及び高齢期における口腔機能の維持の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（熊本市歯と口腔の健康づくり推進週間）

第14条 市は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの習慣化を図り、これを将来の世代に伝えていくため、熊本市歯と口腔の健康づくり推進週間を設けるものとする。

（財政上の措置）

第15条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。